

令和2年7月1日

市民・事業者のみなさまへ

川崎市まちづくり局指導部宅地審査課

宅地開発関連の指針の改訂について

令和2年7月1日をもって、「川崎市宅地開発指針」及び「宅地造成に関する工事の技術指針」を下記の通り改訂します。

なお、最新版の指針につきましてはホームページでの公表のみ（PDF形式）とし、現在販売されている旧版の製本冊子の販売は改訂に併せて終了いたします。

1 改訂版指針のホームページ掲載アドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018269.html>

2 改訂概要

○川崎市宅地開発指針

別紙修正箇所一覧表の通り

○宅地造成に関する工事の技術指針

「第10章 擁壁構造図集 第2節 鉄筋コンクリート造擁壁標準構造図」のうち、つま先版及びかかと版の引張り鉄筋の定着長確保を目的とした鉄筋の記載

※改訂箇所

N2. 0～4. 5D ……かかと版主筋をつま先版方向へ延長

N3. 5E、5. 0E ……かかと版主筋をつま先版方向へ延長

N2. 0E、2. 5E、3. 0E、4. 0E、4. 5E

…かかと版主筋をつま先版方向へ延長、つま先版主筋をかかと版方向へ延長

N3. 0F、5. 0F ……かかと版主筋をつま先版方向へ延長

N3. 5F、4. 0F、4. 5F

…かかと版主筋をつま先版方向へ延長、つま先版主筋をかかと版方向へ延長

N5. 0G ……かかと版主筋をつま先版方向へ延長

N5. 0H ……つま先版主筋をかかと版方向へ延長

【お問い合わせ先】

川崎市まちづくり局指導部宅地審査課

電話：044-200-2727、2728